

警視庁交通部交通総務課長 殿
各道府県警察本部交通部長
(参考送付先)
各管区警察局長広域調整部広域調整第二課長

原議保存期間 1 年未満
(令和 3 年 12 月 31 日まで)
事務連絡
令和 3 年 1 月 26 日
警察庁交通局交通企画課
交通安全企画官

消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書(幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故)等を踏まえた安全対策の推進について

みだしの件については、先般、消費者庁に設置されている消費者安全調査委員会において、幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故に関して、消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書(以下「報告書」という。)が取りまとめられ、同法第 33 条の規定に基づき、関係府省庁に対する意見具申がなされたところです。

同報告書には、電動アシスト自転車に限らず、幼児乗せ自転車全般の転倒リスク要因と再発防止策が示されています。

各都道府県警察にあっては、幼児乗せ自転車の転倒を防止し、安全な利用を推進するため、関係機関・団体と連携の上、交通安全教育のほか、各種情報提供及び注意喚起等の広報啓発活動を実施する際は、同報告書を参照しつつ、利用者に対する動画配信等、時代に即した手法や内容の一層の充実を図るなど、適宜、見直しを図り、効果的に実施願います。

【添付資料】

- 1 消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書(本文)
- 2 走行実験の走行データ説明書
- 3 消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書(概要)
- 4 消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見

【本件担当】

警察庁交通局交通企画課安全係
(略)